

◎佐賀県条例第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休憩時間) 第6条 略</p>	<p>(休憩時間) 第6条 略 <u>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</u> 第6条の2 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号、第3号及び第13号に掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u> 3 前項並びに第7条の2第2項、第3項及び第5項に規定するもののほか、前項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤</p>

改正前	改正後
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>(早出遅出勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員であって、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある</p>	<p><u>務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第6条の3 略</p> <p>(早出遅出勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、職員が、人事委員会規則で定めるところにより請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>もの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。）を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第2条第2項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項を除き、以下同じ。）を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められ</p>	

改正前	改正後
<p>る修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、早出遅出勤務の請求手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、早出遅出勤務の請求手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第4項を除き、以下同じ。)のうち、小学校就学の始期に達するまでの者のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条の2第2項に規定する</p>

改正前	改正後
<p>2 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(休日)</p> <p>第8条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、<u>第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）</u>においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの</p>	<p><u>勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項において同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条の2第2項に規定する勤務をさせてはならない。</u></p> <p>4 任命権者は、<u>要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</u></p> <p>5 任命権者は、<u>要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条の2第2項に規定する勤務をさせてはならない。</u></p> <p>(休日)</p> <p>第8条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、<u>正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）</u></p>

改正前	改正後
日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。	についても、同様とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(佐賀県職員給与条例の一部改正)
- 2 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第8条</u>に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第9条第1項の規定により代休</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第6条の2第1項</u>に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第9条第1項の規定により代休</p>

改正前	改正後
<p>日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p>	<p>日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p>

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第7条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第6条の2及び第9条の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第7条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第6条の2、<u>第6条の3、第7条の2第2項、第3項及び第5項並びに第9条</u>の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

- 4 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第12条の3において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第12条の3において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及</p>

改正前	改正後
<p>等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>2 略 (給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第6条の2第1項(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第8条(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第9条第1項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる休暇を含む。)による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会(県費負担教職員にあっては、市町教育委員会)の承認があった場合を除き、勤務しない1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (時間外勤務手当)</p> <p>第14条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間</p>	<p>び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。</p> <p>2 略 (給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第6条の3第1項(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第8条(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第9条第1項の規定(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇(県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる休暇を含む。)による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会(県費負担教職員にあっては、市町教育委員会)の承認があった場合を除き、勤務しない1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (時間外勤務手当)</p> <p>第14条 略 2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第6条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間</p>

改正前	改正後
<p>を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p>	<p>を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略</p>

（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 5 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項及び第3項において同じ。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第8条</u>に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）の割振りを適正に行い、</p>	<p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第6条 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項及び第3項において同じ。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第6条の2第1項</u>に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第2条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）の割振りを適</p>

改正前	改正後
<p>原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいう。）及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務等」という。）は命じないものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいう。）及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務等」という。）は命じないものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p>